

札幌市国民健康保険条例及び札幌市後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例案

令和2年（2020年）4月30日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市国民健康保険条例及び札幌市後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例

（札幌市国民健康保険条例の一部改正）

第1条 札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第6条第2項第3号中「次条第2項第3号」の次に「及び附則第17条第5項」を加える。
- (2) 附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第17条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下この条において同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができなるとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、労務に服することを予定していた日1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数

があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、その額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級(同条第2項本文の規定により最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、その加えられた等級)の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、当該相当する額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 4 第1項の期間において、給与等の全部若しくは一部の支払を受けることができる者又は同一の事由につき、労働基準法(昭和22年法律第49号)第76条の規定による休業補償、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第8条の2第1項に規定する休業補償給付等又はこれらに相当する補償(以下「休業補償等」という。)を受けることができる者に対しては、これらを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、給与等の一部の支払又は休業補償等を受けることができる者に対しては、当該給与等の額及び当該休業補償等の額の総額が第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 5 第1項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によつて、これに相当する給付を受けられる場合には、行わない。

(札幌市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 札幌市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の札幌市国民健康保険条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合に適用する。

(理 由)

国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染等があった被用者に対する傷病手当金の支給に関する特例を定めるほか、後期高齢者医療の被保険者で同感染症に感染等があった被用者に対する傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を本市において行うため、本案を提出する。